

グループ企業（関係派遣先）の考え方

- 平成 20 年 9 月にとりまとめられた労働政策審議会建議において、グループ企業の範囲が「親会社及び連結子会社」とされていることから、公労使三者で構成された審議会の建議を最大限尊重し、関係派遣先の範囲を整理している。
- なお、労働者派遣法改正により、グループ企業内派遣の 8 割規制が盛り込まれた趣旨は、本来期待されている労働市場における需給調整機能が十分に果たされず、経済的な結びつきが強い「グループ企業」内で派遣会社を第二人事部的に活用しているケースが見られたためである。
- 以上の点に鑑みれば、グループ企業の範囲を定めていく上で会計基準の考え方を使用することについて、一定の合理性はあるものと考えられる。

＜参考＞労働政策審議会建議(平成 20 年 9 月 24 日)(抜粋)

グループ企業(親会社及び連結子会社)内の派遣会社が一の事業年度中に当該グループ企業に派遣する人員(定年退職者を除く)の割合を 8 割以下とする義務を派遣元事業主に課すことが適当である。

その際、割合についての報告制度を設けるとともに、8 割を超えている場合には、指導、勧告、許可の取消し等の各措置を順次行うこととすることが適当である。